2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第６回「Ⅲ．基本的人権：新しい人権　①プライバシー権」

2018.05.24.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→出版の事前差止と表現の自由、法→憲法 21 条・北方ジャーナル最判
諸説→差止容認（プライバシー権を尊重）、差止否認（表現の自由を尊重）

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①公の批判の機会を減少させ、事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞がある、実際上の抑止的効果が事後制裁の場合より大きいと考えるので、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容

②公共の利害に関する事項でない、表現内容が真実でなく又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白である、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞がある。　＊3 要件です。

2.今回講義

1)本日の予定：憲法　国民主権→基本的人権（自由権）→新しい人権→平和主義→統治機構

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①最高裁は、本件情報 1 については、いかなる理由で、どのように判断しているか。

②最高裁は、本件情報 2 については、いかなる理由で、どのように判断しているか。

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：内申書の開示［資料：朝日新聞 1999 年 11 月 26 日付］

2)最高裁判決の事例：忘れられる権利［資料：朝日新聞 2017 年 2 月 2 日付］

２．「新しい人権」

1)憲法上の根拠

1.憲法 13 条：幸福追求権

2.権利として承認することの効果

3.憲法改正のメリット・デメリット、参照：参議院憲法調査会「日本国憲法に関する調査報告書」（2005 年）

2)各種の「新しい人権」

1.<u>プライバシー権</u>

「宴のあと」事件・東京地判（1964 年）で認める（事件は高裁で和解）

「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」

「エロス＋虐殺」事件・東京高判（1970 年）で侵害排除の請求権を認める

→情報コントロール権

個人情報保護法（2003 年）

EU データ保護規則案（2014 年、審議中）→忘れられる権利

Google 事件・東京地決（2015 年）で検索結果の削除命令

2.<u>肖像権</u>

京都府学連事件・最高裁判決（1969 年）で認める

「みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由」「憲法 13 条の趣旨に反」する

3.環境権：良好な環境の中で生活を営む権利

大阪空港訴訟（1981 年最高裁判決）で原告から主張、最高裁は認めていない

環境基本法（1993 年）、ただし環境権の規定はない

4.<u>日照権</u>：建築物に対する日当たりや風通しを一定時間、一定量確保する権利

最高裁判決（1972 年)で法的保護の対象となることを認める

建築基準法・日影規制（1976 年)

5.静穏権：静穏な生活環境を享受する権利
6.入浜権：海浜や海岸に自由に立ち入り自然の恩恵を享有できる権利
入浜権宣言（1975 年）←海岸の汚染
松山地判は、「海岸・海浜は国が管理する自然公物である」として否定
7.嫌煙権：たばこの煙に汚染されていない空気を吸う権利
「嫌煙権確立を目指す人びとの会」（1978 年）、嫌煙権訴訟（1980 年）
健康増進法（2002 年）25 条、禁煙車両
8.アクセス権：マスメディアに対して市民が意見発表の場を提供することを求める権利
サンケイ新聞事件（1987 年最高裁判決）で原告が主張、最高裁は認めていない
9.平和的生存権：平和のうちに生存する権利
長沼ナイキ事件・札幌地判（1973 年）が認めて自衛隊違憲判決。高裁・最高裁で否定
＊アンダーラインの権利のみ最高裁で認められている

３．内申書開示の是非

1)最高裁判決・最高裁判所・第三小法廷・平成 15 年 11 月 11 日判決

1.「所見」欄,「特別活動の記録」欄及び「行動及び性格の記録」欄の部分に記録されている情報

「これを開示すると，児童等が，検査結果を固定的，絶対的なものとして受け止め，とりわけ結果が良好でなかった場合には学習意欲や向上心を失ったり，無用な反発をし，その結果，児童等と担任教師等との間の信頼関係が損なわれ，その後の指導等に支障を来すおそれがあるし，担任教師等においても，そのような事態が生ずることを懸念して検査結果の記載を差し控えるなどし，その結果，継続的かつ適切な指導，教育を困難にするおそれがある。」→非開示

2.「各教科の学習の記録」欄中の「Ⅱ　評定」欄

「評価者の主観的要素が入る余地が比較的少ないものであり，3 段階又は 5 段階という比較的大きな幅のある分類をして，記号ないし数字が記載されているにすぎず，それ以上に個別具体的な評価，判断内容が判明し得るものではない」→開示

2)諸説

a)全面非開示
b)一部開示　cf.最高裁判決
c)全面開示　cf.大阪高等裁判所・平成 11 年 11 月 25 日判決

「教育上の評価は、本人や保護者からの批判に耐え得る適正なものでなければならず、教育は生徒や児童の長所を伸ばすとともに、短所や問題点を改善するものだ」。さらに「所見欄にマイナス評価が記載されるのなら、日ごろから本人や保護者に同じ趣旨のことが伝えられ、指導されていなければならない」。「開示によるトラブルを避けるため適切な表現を心がけ、日ごろから信頼関係を築くなどして対処するのも教師の職責だ」

［自己点検］

1)Reading Assignment に関する設問への解答
2)自己点検　a)講義の論点　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点
b)論点にかかわる法状況　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法
c)論点についての諸見解　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります
*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。
3)自由記述　a)講義に関する質問、b)その他

［課題提出者数］

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/21	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26
保育(71)	71	70	69	69	70										
子供(67)	65	65	66	66	62										

［次回講義への Reading Assignment］

小山剛「夫婦同氏制度を定める民法 750 条の合憲性」平成 29 年重要判例解説(2017 年)21 頁、22 頁